

鳥取県告示第三百二十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十九年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	開設者氏名	管理者氏名	診療科名	指定の記号番号	指定年月日	採用点数表	備考
大家 医院	鳥取市吉方二丁目	大家 隆金	同上	内科、外科、呼吸器科、循環器科	取医九七	昭三九、五、九	乙点数表	指新定規
車尾 診療所	米子市車尾	長谷川柳三	"	内科、小児科	米医六〇	"	"	指再定
船田 医院	西伯郡伯仙町尾高	船田 覚	"	内科、小児科	西医三一	"	"	"
潮 診療所	" 会見町三崎	潮 美史	"	内科、外科、小児科、産婦人科	" 三二	"	"	"
上田 歯科医院	鳥取市西町一丁目	上田 務	"	歯科	取歯四〇	"	乙点数表	"
岸田 歯科医院	境港市日出町	岸田 実	"	"	境歯一三	"	"	"
仲 歯科医院	東伯郡由良町宿	仲 洋典	"	"	東歯二二	"	"	"

鳥取県告示第三百二十八号

ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定に基づき、昭和三十九年五月二十九日から鶏、あひるその死体又はニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として香川県を指定したので、同規則第三条の規定により告示する。

昭和三十九年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

遠藤 医院	八頭郡智頭町郷原	遠藤 順三	"	内科、外科、産婦人科	八医五八	"	五、九	乙点数表	指新定規
大塩 内科医院	鳥取市若桜町四四	大塩 令二	"	内科	取医九八	"	"	"	"